

第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年11月14日 午後1時28分～午後4時40分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨 1 金額審議 【審議経過】 労働者代表委員から、内陸と県北・沿岸では賃金格差があるが、最低ラインだけでも給料バランスを保って、生活が苦しくならないようにしたい、最低賃金近傍で働く人の賃金の底上げが必要だと考えるなどの主張がなされた。 使用者代表委員から、中小企業は価格転嫁が進んでいないということで賃上げ原資を確保できていない、人材確保のために防衛的に賃上げをせざるを得ない状況であるが大幅な賃上げをすることは厳しいなどの主張がなされた。 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。 労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。 【公益委員案】 案1「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額917円を58円引き上げ975円（引上げ率6.32%）とする。」 案2「発効日を法定発効とする。」 【結審】 採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。 案2は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
2 その他 特になし。			